

令和4年度香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会

開催結果

1 日時

令和5年1月25日（水） 午後1時30分～3時40分

2 場所

香川県庁北館4階401会議室

3 出席者

- 委員 大谷誠一、角道弘文、木村晃子、筒井由果、野田法子、
武藤幸雄（敬称略）
- 県（事務局） 石川農政水産部次長、松平農村整備課長、増田課長補佐、
村上副主幹、藤田主任
- 傍聴者 なし

4 開催（審議）内容

- (1) 令和3年度の実績および令和4年度の推進状況について
- (2) 第5期対策における中間年評価について
- (3) その他

5 配付資料

- 資料1：香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会設置要領等
- 資料2：中山間地域等直接支払制度の概要
- 資料3：令和3年度の実績および令和4年度の推進状況について
- 資料4：中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の中間年評価について
- 資料5：都道府県中間年評価書（集落協定等の自己評価関係）
- 資料6：都道府県中間年評価書（集落協定等へのアンケート関係）
- 資料7：都道府県の推進体制に関する自己評価票

6 開催（審議）結果

- (1) 令和3年度の実績および令和4年度の推進状況について
令和3年度実績と今年度の推進状況を報告し、委員から意見を頂いた。
- (2) 第5期対策における中間年評価について
中間年評価書（案）（自己評価関係、アンケート関係、県自己評価）について説明し、取りまとめ結果および県の所見に対して、委員から「概ね妥当である」との評価を頂いた。

7 その他

中間年評価書（案）については、今回委員から頂いた意見を「推進委員の意見」欄に反映した後、国に提出する。

8 主な内容・意見

(1) 令和3年度の実績および令和4年度の推進状況について

委員

資料3について、共同取組活動を行う協定227のうち、81%にあたる185の協定が交付金を役員報酬に活用しているとあるが、交付金の使途として適正なのか。また、金額は把握しているか。

(事務局) 集落の中の話し合いで合意がとれていれば問題ない。金額まで把握できていない。

委員

・中山間地域等人材緊急確保事業は令和4年度からの事業か。また、実績は。

(事務局) 令和元年度からの事業である。予算の関係上、年に最大で4協定が取組み可能。後継者確保は多くの協定が課題として認識しているが、具体的な取組みができていない協定は少ないことから、毎年2協定程度の取組みとなっている。

・この事業は、中山間地域等直接支払集落協定にターゲットを絞ったものか。

(事務局) そのとおりである。

(2) 第5期対策における中間年評価について

委員

資料6の13ページで、集落から「本制度に取り組む意向がない」との回答が出ていることを受け、今後の推進にあたっては、農業のあり方が変化している状況を踏まえ、現場の声とのアンバランスを解消するためのより良い見直しを図る必要があるのではないかと。

(事務局) これまで本制度に取り組んでいない集落は、「今後も取り組む意向はない」と回答しているが、本制度に取り組んでいる集落からは、有難い制度であるという話を聞いている。取り組んでいない集落に対しては、行政からの制度内容の周知不足と考えており、周知を強化する必要があると考えている。

委員

企業の参入、6次産業化など、農業の仕組みが変化する中、中山間地域という限られたエリアで実施されている本制度を今後どう見直していくかということを検討する必要がある。

委員

本制度は国の税金によって成り立つものであり、納税者の立場から見た中山間地域をめぐる多面的機能のあり方と、現場の立場としての制度の受け止め方、この両面から今後の進め方を考える必要がある。

広域化は隣接集落で行うことが現実的であるが、担い手不足や高齢化が進んでいる状況では難しく、制度の内容を検討する必要がある。

委員

現在の連携組織に加え、将来どういったところと連携すればもっと広がりのある活動になるのか、という設問が中間年評価書にあれば、地域の魅力を再発見することにつながると考えられる。

委員

すべての協定に対して一律に協定を継続してもらうのは不可能であり、断念せざるを得ない協定があるのは仕方のないことと考え、行政がどのように対応するかが課題である。

委員

資料5の6ページにある4(1)及び(2)についての県の所見について、「必要な助言等を行う必要がある」や「設けることも検討する必要がある」という記載は、市町村に対して言っていることと推測するが、8ページの2(1)及び(2)の県の所見は、語尾が「提案する」や「委託についてこういった団体に相談することも促していく」という主体的な所見になっている。県として働きかける相手は市町村か。

(事務局) そのとおり。働きかけていく相手は市町であり、「必要がある」というのは県としての課題である。

委員

大規模経営の担い手が他集落へ出作した際に、農地の管理が粗放的で、集落と問題になる場合があるため、広域化の際には、担い手の出作・入作についても調整しておく必要がある。また、担い手を受け入れる場合には、本制度の話し合いの機会を利用することを集落に促すことも重要である。

委員

・集落戦略の作成が協定期間内に完了しない集落に対する市町の支援については、具体的な内容を示す必要があると思うが、県としてアイデアはあるか。

(事務局) 市町担当者の人員不足という問題がある。協定数の少ない市町ではピンポイントでの指導が可能だが、協定数の多い市町では、すべての集落に対しての支援はできないため、完成の目途が立っていない集落を対象を絞り、県の担当者が話し合いに同席したり、市町担当者に対して話し合いの進め方を提案したりするなどの支援は可能と考えている。

・資料 2 に示されている集落戦略のイメージのとおり、様式は選択形式になっているが、それすら難しい集落もある状況ということか。
(事務局) そのとおりである。

委員

資料 6 の 1～6 ページまでの継続協定へのアンケートを見ると、農地保全のためには集落での話し合いが必要で、また、本制度を利用するためにも話し合いが必要であることから、本制度の実効性が確認できる。話し合いの慣習を継続することが重要である。

委員

国がアンケートの対象集落を選んでいるとのことだが、県は対象集落を把握しているか。その地域特性はあるか。また、地域おこし協力隊が入っている集落はあるか。
(事務局) 対象協定は把握しているが、地域としては県下満遍なく選定されている。地域おこし協力隊は、このアンケートの対象集落にはおそらく入っていないが、全 390 協定の中には地域おこし協力隊が入っているところはある。

委員

地域おこし協力隊は、若い人を呼び込む力があるので、中山間地域における連携が重要と考える。

委員

資料 6 の 7～10 ページの廃止協定へのアンケートでは 5 年後の状況を聞いているが、継続協定へのアンケートでは聞いていないので、こちらにも同じ設問を入れ、両者を比較する必要があると考える。

また、資料 6 の 3 ページで、本制度が前向きな活動につながっているとの所見であるが、自己評価で 390 協定のうち、13%にあたる 52 協定が廃止の意向を示しており、5 年後に本制度に取り組むことは無理だろうと考えている集落もあると想定されることから、これらの集落へのフォロー策も検討する必要がある。

委員

資料 6 の 20 ページの農村 RMO に関する質問で、すべての市町がこのように回答していることについては、例えば、農村 RMO は根本的に香川県に適合しないのではないか、または制度に欠点があるのではないかなど、何か理由があると思われるが、今後、その理由を確認する必要があると考える。

(事務局) ここ数年で設けられた制度であり、市町の農林担当に周知が詳しくできておらず、あまり市町の担当が把握できていないのが実情だと考えている。

委員

農村 RMO については、県内では農福連携の取組み事例があるので、それらを参考として農村 RMO の取組みにつなげればよいと考える。

委員

本制度の対象については、全国統一ではなく、香川県独自の基準を定め、棚田を活用した観光地づくり等、地域外との交流につながるような制度となればよいと考える。

委員

資料6の7～10ページの廃止協定へのアンケートについて、協定を廃止しているにもかかわらず共同活動を継続している集落が多いのは、遡及返還を気にして本制度への取組みを躊躇したためか。

(事務局) そのとおりである。5年間続ける自信がなくてやめたが、実質的には活動を続けているということである。

委員

「人」に関することが地元の問題意識として挙がっており、このことを切実な問題ととらえる必要がある。

委員

まだ本制度を知らない集落に対しては、制度内容とともに目に見えるメリットを伝える必要がある。

委員

本制度は、国の税金が農村に交付されているものなので、農村に住んでいない国民が本制度をどう受け止めるかが重要であり、これまで無償で行っていた農道や関連施設の維持管理などに対して交付金が交付されている背景を再認識してもらうことにより、取組みへの姿勢が変わると考える。